（報告の徴収等）

第十三条　国土交通大臣は、資格付与事業又は事務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録資格付与事業等実施者に対し、資格付与事業又は事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

（公示）

第十四条　国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示するものとする。

一　第二条第二項の登録をしたとき

二　第六条第一項の規定により登録の更新をしたとき

三　第七条の規定による届出があったとき

四　第八条の規定による届出があったとき

五　第十一条の規定により第二条第二項の登録を取り消したとき

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

別表

施設分野	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
公園施設（遊具）	点検	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者）	公園施設（遊具）の点検業務の実施にあたり、点検を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1　公園施設（遊具）に係る法令、点検に係る指針、点検技術、点検方法等に関する知識を有すること 2　公園施設（遊具）の材料、業務の管理等に関する知識を有することを確認するものであること 3　公園施設（遊具）関係業務に関し、実務経験を有する者を対象としていること
		業務を担当する者（担当技術者）	公園施設（遊具）の点検業務の実施にあたり、点検を確実に履行するために必要な知識及び技術	1　公園施設（遊具）に係る法令、点検に係る指針、点検技術、点検方法等に関する知識を有することを確認するものであること 2　公園施設（遊具）の材料等に関する知識を有することを確認するものであること 3　公園施設（遊具）関係業務に関し、実務経験を有する者を対象としていること
診断	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者）		公園施設（遊具）の診断業務の実施にあたり、診断を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1　公園施設（遊具）に係る法令、点検・診断技術、点検・診断方法等に関する知識を有することを確認するものであること 2　公園施設（遊具）の材料、修繕、業務の管理等に関する知識を有することを確認するものであること 3　公園施設（遊具）関係業務に関し、実務経験を有する者を対象としていること
	業務を担当する者（担当技術者）		公園施設（遊具）の診断業務の実施にあたり、診断を確実に履行するために必要な知識及び技術	1　公園施設（遊具）に係る法令、点検・診断技術、点検・診断方法等に関する知識を有することを確認するものであること

	砂防設備	地すべり防止施設	急傾斜地崩壊防止施設
	点検・診断	点検・診断	点検・診断
	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者）	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者）	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者）
するために必要な知識及び技術	砂防設備の点検・診断業務の実施にあたり、適確な方法により点検を行うとともに、調査結果を元に健全度を評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	地すべり防止施設の点検・診断業務の実施にあたり、適確な方法により点検を行うとともに、調査結果を元に健全度を評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	急傾斜地崩壊防止施設の点検・診断業務の実施にあたり、適確な方法により点検を行うとともに、調査結果を元に健全度を評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
2　公園施設（遊具）の材料、修繕等に関する知識を有することを確認するものであること 3　公園施設（遊具）関係業務に関し、実務経験を有する者を対象としていること	1　砂防に係る基礎知識を有することを確認するものであること 2　砂防設備に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること 3　砂防調査に関する知識を有することを確認するものであること 4　砂防設備に係る維持管理に関する知識を有することを確認するものであること 5　砂防設備の構造等に関する基礎知識を有することを確認するものであること 6　砂防関係業務に関し一定の実務経験を有することを確認するものであること	1　地すべりに係る基礎知識を有することを確認するものであること 2　地すべり防止施設に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること 3　地すべり調査に関する知識を有することを確認するものであること 4　地すべり防止施設に係る維持管理に関する知識を有することを確認するものであること 5　地すべり防止施設の構造等に関する基礎知識を有することを確認するものであること 6　地すべり対策関係業務に関し一定の実務経験を有することを確認するものであること	1　急傾斜地崩壊に係る基礎知識を有することを確認するものであること 2　急傾斜地崩壊防止施設に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること 3　急傾斜地調査に関する知識を有することを確認するものであること 4　急傾斜地崩壊防止施設に係る維持管理に関する知識を有することを確認するものであること 5　急傾斜地崩壊防止施設の構造等に関する基礎知識を有することを確認するものであること 6　急傾斜地崩壊対策関係業務に関し一定の実務経験を有することを確認するものであること